

日比谷地区（内幸町一丁目街区）まちづくり勉強会  
設置要綱

（目的）

第1条 本勉強会は、「日比谷地区まちづくり基本構想（平成23年6月）」等を踏まえ、内幸町一丁目街区におけるまちづくり上の課題及び将来像について整理・検討することを目的とする。

（対象街区）

第2条 検討の対象とする街区は、別添図による。

（構成）

第3条 勉強会は、別表に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。  
なお、勉強会において必要と認めるときは、構成員の変更を行う。

（開催及び運営）

第4条 勉強会の開催及び構成員の招集は、必要に応じ千代田区が行う。

第5条 事務局は、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課に置く。

第6条 勉強会には、代理が出席することができる。

第7条 千代田区は、第一条の目的に必要と認める際は、構成員以外の者を勉強会に招集することができる。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、勉強会の運営等に関し必要な事項は、勉強会で協議の上、別途定める。

附則 この要綱は、令和元年12月25日から適用する。

別表（第3条関係）

日比谷地区（内幸町一丁目街区）まちづくり勉強会 構成員

行政関係者	●千代田区まちづくり担当部長 ●千代田区環境まちづくり部 景観・都市計画課長 ●千代田区環境まちづくり部 麹町地域まちづくり担当課長
内幸町一丁目 街区関係者	●エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 ●第一生命保険株式会社 ●株式会社帝国ホテル ●東京電力パワーグリッド株式会社 ●東京電力ホールディングス株式会社 ●日本電信電話株式会社 ●日本土地建物株式会社 ●三井不動産株式会社

事務局：千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課

〔参考〕オブザーバー（第7条関係）：

- 内幸町一丁目関係者
- 内幸町町会関係者
- 有楽町一丁目関係者
- 有楽町町会・日比谷商店会関係者
- 東京都都市整備局都市づくり政策部
- 東京都建設局公園緑地部

別添図 日比谷地区（内幸町一丁目街区）まちづくり勉強会 対象街区

